

農業政策の変遷

戦後農政の流れ

戦後の農政は、以下の4つに大別できる。

1. 終戦後から農業基本法制定まで（1945～61年）

終戦後のめざましい経済成長のもと、農業と他産業との間の生産性と従事者の生活水準の格差是正を目的として、農業基本法が1961年に制定

2. 農業基本法のもとでの農政展開（1961～80年）

需要が見込まれる畜産や果樹、野菜等の生産の拡大や、農業従事者が他産業従事者と均衡する所得を確保できる規模拡大の推進等が展開

3. 国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定（1980～99年）

急速な経済成長と国際化の著しい進展等により我が国経済社会は大きな変化を遂げ、農政をめぐる状況が大きく変化するなか、1999年に食料・農業・農村基本法が制定

食料・農業・農村基本計画が策定され、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、各般の施策が展開

4. 食料・農業・農村基本法の理念に基づく施策の具体化（1999～2008年）

グローバル化が一層進展するなか、食料・農業・農村をめぐる情勢変化を受け、2005年に新たな基本計画が策定

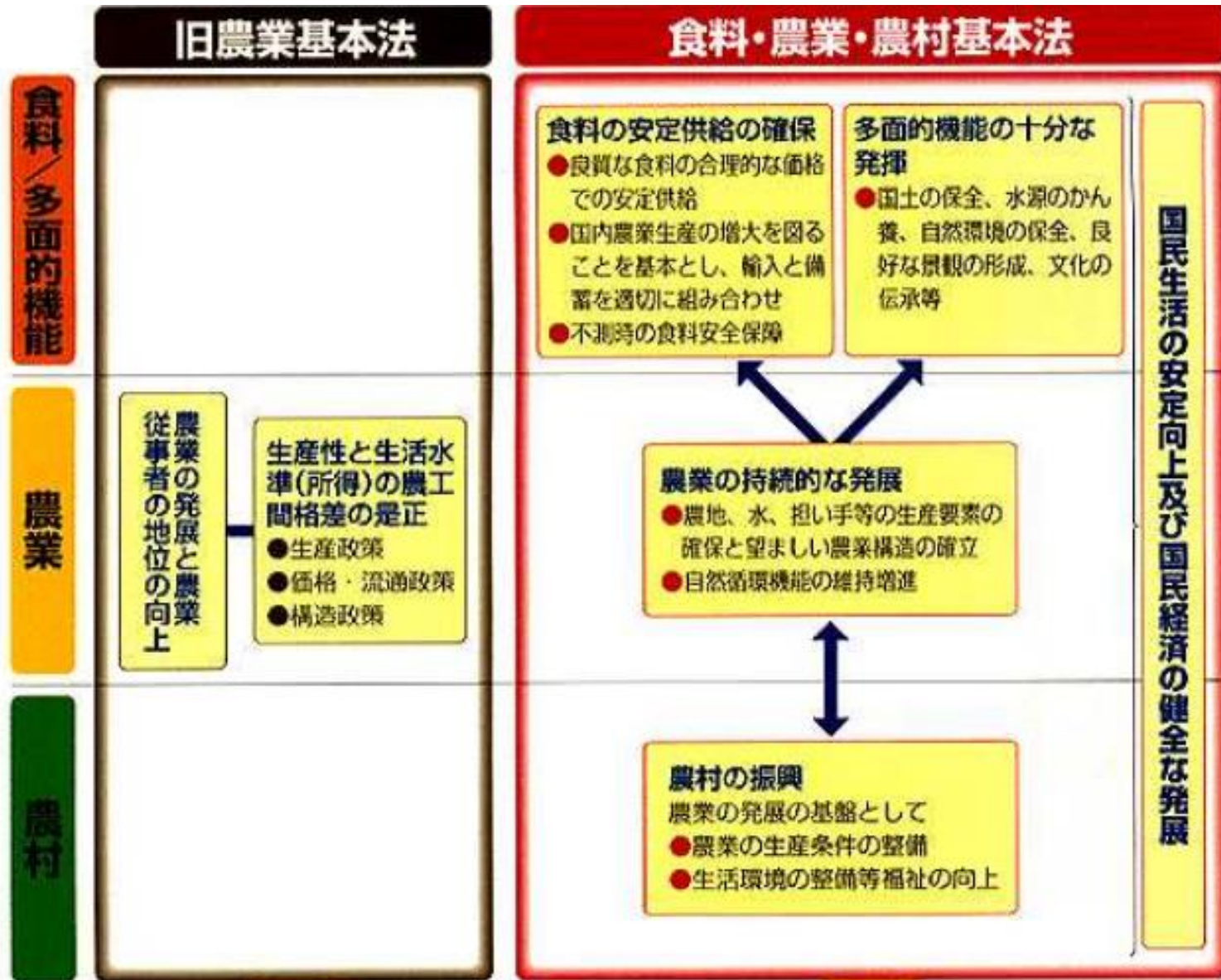
2007年度からは新たな経営所得安定対策や米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の農政改革三対策が開始

	年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
終戦後から農業基本法制定まで	1942	45 終戦	42 「食糧管理法」制定 (国による米の全量管理等)
		○社会の民主化	○食糧の増産
	60	56 「もはや戦後ではない」 (経済白書)	○農村の民主化(農地改革) ・政府による小作地の買収 ・売渡しによる広範な自作農の創設
		60 国民所得倍増計画	52 農地法制定(農地改革の成果の維持)
農業基本法のもとでの農政展開	61	61 農業基本法の制定	61 農業基本法の制定 ・農業生産の選択的拡大 ・自立経営の育成
		64 東海道新幹線開業 64 オリンピック東京大会開催	64 出かせぎ農民100万人を超える
		65 いざなぎ景気	65 山村振興法制定
		68 日本、GNP世界第2位	67 米の完全自給を達成
		70	69 自主流通米制度の発足
			69 農地法改正、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 ・借地による農地流動化の促進 ・農業地帯の保全と振興
			○高度経済成長のなかで農業・農村に様々なゆがみ ○国民の所得増大に伴う食料消費の高度化→米消費の減少による需給ギャップ ○都市化・工業化による地価高騰で農地の資産保有傾向の高まり等→規模拡大の停滞 ○農村の過疎化、都市の過密、公害の発生等
		71 ニクソンショック、変動相場制へ移行	70 過疎地域対策緊急措置法制定 71 米の生産調整を本格的に開始 72 異常気象による世界食料危機 73 米国産大豆輸出規制 74 農振法改正 市町村が主体となり集团的に利用権を設定し、農用地の利用を増進する事業の創設
		75 ロッキード事件	75 みかんの生産調整を開始
		80 日本、世界一の長寿国へ	80 農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申 (「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起)
	80 農地三法 (農用地利用増進事業を拡大した農用地利用増進法の制定等)		

年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定	<p>85</p> <p>○国際化の進展のなかで、国際規律への対応が課題 ○農業従事者の減少・高齢化が進行するなか、担い手育成が重要課題 ○中山間地域等では過疎化が進行</p> <p>85 プラザ合意</p> <p>89 消費税導入 89 ベルリンの壁崩壊 91 湾岸戦争、バブル経済崩壊</p> <p>92 地球環境サミット</p> <p>95 阪神・淡路大震災</p>	<p>88 日米農産物交渉合意（牛肉・オレンジ自由化） 89 食料自給率が50%を割り込む</p> <p>92 「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）公表</p> <p>・食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の太宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり</p> <p>92 グリーン・ツーリズムの提唱</p> <p>93 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意 （米以外の輸入制限品目の関税化や米のミニマム・アクセス設定等） 93 戦後最悪の米の不作（作況指数74） 93 農業経営基盤強化促進法制定</p> <p>・経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設</p> <p>95 食糧管理法廃止・食糧法制定（政府から民間主導へ）</p> <p>○「くらしといのち」の根幹に関わる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、国民生活の安心と安全の礎としての役割への期待 ○現行基本法に基づく戦後農政を、国民全体の視点に立って抜本的に見直し、国民の理解と指示のもとに、新たな政策体系の再構築</p>
	<p>99</p>	<p>99 「食料・農業・農村基本法」制定</p> <p>・国民的視点から、①食料の安定供給確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村地域の振興という新たな理念の提示 ・食料自給率目標の設定 ・効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立</p>

	年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定	2000	<p>01 米穀同時多発テロ発生 01 WTOドーハ・ラウンド立ち上げ</p> <p>04 新潟県中越地震 05 人口減少局面へ</p> <p>06 合計特殊出生率1.25、過去最低を記録 07 新潟県中越沖震災</p>	<p>00 「食料・農業・農村基本計画」の策定 00 中山間地域等直接支払制度導入 00 農地法改正（農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け）</p> <p>01 BSE感染牛の発生</p> <p>02 「食」と「農」の再生プラン（消費者に軸足をおいた農政展開） 02 「米政策改革大綱」決定 02 構造改革特別区域法制定（農業生産法人以外の法人のリース方式での農業参入が可能となる制度の導入） 03 食品安全基本法に基づく新たな食品安全行政の開始（リスク管理部門と産業振興部門とを分離し、食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置）</p> <p>04 鳥インフルエンザ79年ぶりに発生</p> <p>05 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな食料自給率の設定 ・新たな経営所得安定対策の導入 ・環境・資源を重視した政策の推進 </p> <p>05 経営所得安定対策等大綱決定 05 農業経営基盤強化促進法改正（リース方式による農業参入の全国展開）</p> <p>06 農政改革三法成立、経営所得安定対策等実施要綱決定 06 食料自給率が40%を割り込む 07 農政改革三対策の導入</p>
	08	<p>農政改革三対策の一部見直し ○新たな経営所得安定対策 <ul style="list-style-type: none"> 小規模・高齢農家も含めた地域農業の担い手の確保と地域農業の維持・発展 </p>	<p>○米政策改革推進対策 <ul style="list-style-type: none"> 生産調整の確実な実施、麦、大豆、飼料作物、非主食用米の生産の拡大、定着を支援 </p> <p>○農地・水・環境保全向上対策 <ul style="list-style-type: none"> 地域共同の取組として、農地・農業用水等の資源の保全や環境にやさしい農業の実践を支援 </p>

農業基本法から食料・農業・農村基本法へ



○農業基本法

(国の農業に関する政策の目標)

第1条 国の農業に関する政策の目標は、**農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべき重要な使命**にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、**農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを**目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(国の施策)

第2条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 **需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換**、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。
- 二 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて**農業の生産性の向上及び農業総生産の増大**を図ること。
- 三 **農業経営の規模の拡大、農地の集団化**、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化（以下「農業構造の改善」と総称する。）を図ること。
- 四 農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進を図ること。
- 五 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するように**農産物の価格の安定及び農業所得の確保**を図ること。
- 六 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。
- 七 近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて**農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるように**すること。
- 八 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

○食料・農業・農村基本法

(目的)

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、

並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給**されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、**国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ**て行われなければならない。

3 食料の供給は、**農業の生産性の向上を促進しつつ**、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する**国民の需要に即して**行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

(多面的機能の発揮)

第三条 **国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等**農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の**農業資源及び農業の担い手が確保**され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた**望ましい農業構造が確立**されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

農林水産業・地域の活力創造プラン

- 平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、**産業政策と地域政策を車の両輪**とする農政改革を実施。
- 平成28年11月には「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、**農業者の努力によってのみでは解決できない構造的な問題を解決し、農業者が自由に経営できる環境を整備するため、13項目の改革を実施。**

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂)

「食料・農業・農村基本計画」 (H27.3改訂)

産業政策：農林水産業の成長産業化

生産現場の強化

- 農地中間管理機構の創設
- 米政策の見直し
- 農協・農委等の改革の推進
- 経営所得安定対策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設
- 人口減少社会における農山漁村の活性化

多面的機能の維持・発揮

地域政策：美しく活力ある農山漁村の実現

需要フロンティアの拡大

- 新たな国内ニーズへの対応
- 日本食材の活用推進
食文化・食産業の海外展開
農林水産物・食品の輸出等による輸出拡大
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- ICTを活用したスマート農業の推進
- 6次産業化の推進

バリューチェーンの構築

「総合的なTPP等関連政策大綱」(H27.11決定、H29.11改訂)
※ 農林水産業分野

体質強化対策

(攻めの農林水産業への転換)

経営安定対策

(経営安定・安定供給のための構え)



「農業競争力強化プログラム」 (H28.11決定)

- 農業者が自由に経営展開できる環境の整備
- 農業者の努力では解決できない構造的な問題の解決を通じて、更なる農業の競争力強化を実現する

- 生産資材価格の引下げ
- 収入保険制度の導入
- 流通・加工構造の改革
- 人材力の強化
- 生乳流通改革
- 戦略的輸出体制の整備等
- 土地改良制度の見直し

美しく活力ある農山漁村を実現
強く豊かな農林水産業と